

室蘭市社会福祉協議会 見守りセンサー付携帯電話機貸与要領

(目的)

第1条 この要領は、1人暮らし高齢者等に、センサー等による見守り機能を搭載した携帯電話機(以下「見守り携帯」という。)を貸与し、地域での見守り活動を補完し、必要に応じた生活支援等を行うことで、高齢者等の生活不安を解消し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、室蘭市社会福祉協議会が実施する。

(対象者)

第3条 見守り携帯の貸与対象者は、市内に居住する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 1人暮らしで、見守りが必要な者
- (2) 75歳以上の者がいる2人暮らし世帯で、見守りが必要な者
- (3) 家族と同居しているが、日中1人で過ごしており、見守りが必要な者
- (4) その他会長が、貸与が適当と認めた者

ただし、室蘭市緊急通報システム設置者は対象外とする。

(申請手続)

第4条 見守り携帯の貸与希望者は、見守りセンサー付携帯電話機貸与申請書(様式1号)を会長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、書類審査等を行い、見守りセンサー付携帯電話機貸与承認(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。ただし、貸与予定台数を超えた申請があった場合は、審査合格者の中から抽選により貸与者を決定する。

2 見守り携帯の貸与決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、室蘭市民生委員児童委員協議会及び行政等本会が必要と判断する関係機関に利用者情報を提供することに同意し、担当民生委員が見守り者の一員になることを了承しなければならない。

3 貸与期間は、見守りセンサー付携帯電話機貸与承認(却下)通知書(様式2号)に、記載された期間とする。

(見守り携帯の管理)

第6条 利用者は、見守り携帯の善良な利用・管理の義務を負う。

2 利用者は、自己の責に帰すべき理由により見守り携帯を消滅し、又は棄損したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

3 利用者は、見守り携帯貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(台帳の整備)

第7条 会長は、第5条の貸与承認に伴い、見守り携帯貸与台帳(様式3号)を整備しなければならない。

(経費の負担)

第8条 見守り携帯貸与及び利用等に係る経費は、次に掲げる負担区分とする。

- (1) 見守り携帯貸与に係る経費は本会の負担とし、通話等利用に係る料金等については、利用者の負担とする。
- (2) 見守り携帯に内蔵されている電池等消耗品の交換は、利用者の負担とする。

(見守り携帯の活用)

第9条 利用者は、見守り携帯が送信する歩数情報等の受信先を、家族・親族以外に近隣者等にも協力を依頼し、地域での見守り活動のため、見守り携帯が積極的に活用されるよう努めること。

(取消し)

第10条 会長は、見守り携帯の利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。
- (2) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他、会長が貸与が適当でないとき。

(返還)

第11条 利用者は、見守り携帯を必要としなくなったときは、見守りセンサー付携帯電話機返還申出書(様式4号)により返還を申し出るものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月16日から施行する。